

## 健康保険の被扶養者認定について

健康保険の被保険者(社員本人)に扶養されている75歳未満の家族を「被扶養者」といい、病気・ケガ・出産・死亡について健康保険の保険給付が行なわれます。家族を健康保険の扶養に入れるには、必要な書類をそろえて会社(A1F2)を通じて申請する必要があります。

家族が就職したり、年収が増えて基準の収入額を超えると、扶養終了の手続きと旧保険証の返納が必要です。健康保険の被扶養者認定の仕組みや手続きをよく理解し、申請漏れがないようにしましょう。

### 健康保険の被扶養者と認定されるための要件

- ① その家族の収入\*が、年間130万円(=月額108,333円)未満(60歳以上又は障害等級1～3級の場合は年間180万円(=月額15万円)未満)であること
- ② 被保険者がその家族の生計費の少なくとも半分以上を負担している(=主たる生計維持関係)が継続していること

他に、健康保険法で定められた家族の続柄要件があります。.....

\*収入には給与収入のほか、所得証明書に載らない雇用保険失業給付や公的年金等を含むすべての収入が含まれます。  
※自営業者の家族の年収については、必要経費を厳正に審査します。

健保組合では、被保険者からの申請時に申立て書類や各種公的書類を提出してもらい、その家族の収入や、主たる生計維持関係の有無を確認し、被扶養者として認定できるかどうかを判定します。

※父母等の別居の家族については、その家族の収入が被保険者からの定期的な仕送り額よりも少なく、かつその家族の収入と被保険者の仕送り額の合計が、生計を維持できるに足る額であることが必要です(仕送り記録を提出いただきます)。

※被保険者との主たる生計維持関係を審査するにあたり、被保険者に被扶養者全員を養えるだけの十分な収入があるかを確認します。

**Q** 認定要件にある収入とは、その家族の  
いつの収入を見るのですか？

**A** この先(将来)の収入で見ます。退職を事由とする扶養申請では、退職後の収入を見て判断します。

**Q** 健康保険の扶養申請をすると、  
税扶養や扶養家族手当も  
申請したことになりますか？

**A** それぞれ別々ですので、個々に申請してください。

**Q** 配偶者が近々今の仕事(社会保険有り)を  
退職して雇用保険の失業給付を受給する  
予定ですが、いつから扶養に入れますか？

**A** 失業給付(給付日額3,612円以上の場合)を受給する場合、その受給する期間は被扶養者になれません。配偶者の退職後の失業給付有無により扶養に入れる時期が異なりますので、詳細はムラタ健保掲示板等でご確認ください。

**Q** 扶養申請の期限はいつまで？

**A** 事由発生日から1ヶ月以内\*に申請ください(本社A1F2経由)。書類一式の健保組合到着が1ヶ月を超えた場合は書類到着日が扶養開始日となり、無保険期間が生じる恐れがありますのでご注意ください。

\*健康保険法では届出期限は「5日以内」ですが、当健保組合ではこのように弾力的に運用しています。

**Q** 健康保険の扶養開始又は終了に伴い、  
被保険者(社員本人)の健康保険の  
保険料は変わりますか？

**A** 変更はありません。保険料の額は、扶養家族の有無・人数に関係なく、被保険者の報酬ランクにより決定します。

**適正な扶養状況申告にご協力ください！**

健保組合の扶養家族の人数は、健保組合が国に支払う納付金計算の基礎になっています。仮に本来健康保険の扶養から外す必要のある方が届出を怠っていると、その被扶養者分について国への納付金額がアップし、その増加分は会社と社員で負担し合う結果となります。加入者の皆さまには、引き続き適正な申告にご理解とご協力をお願いします。

### インセンティブポイントシステム



## 『KenCoM (ケンコム)』 新機能追加のお知らせ



昨年5月にスタートしたインセンティブポイントシステム『KenCoM(ケンコム)』ですが、現在約2,500人の被保険者、被扶養者の方にご利用いただいています。2年目を迎えたKenCoMでは新機能を追加し、これまで以上に皆さまの健康にお役立ちできるよう利便性を高めてまいります。

ここではKenCoMの新機能の概要について紹介しますので、別冊『KenCoM活用ガイド』と併せてご参照いただき、利用登録がまだの方は今すぐ登録を、登録したけど最近あまり使ってなくて…という方は今日からご活用をお願いします！

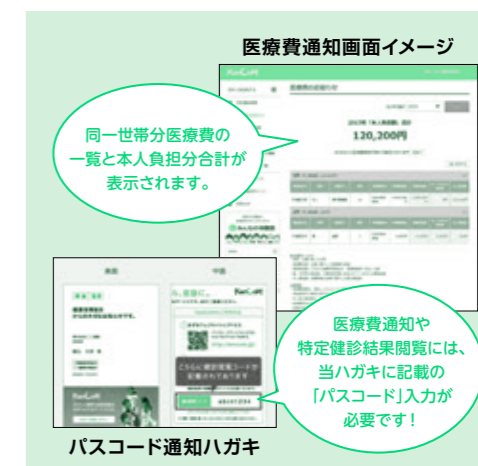
### ■ KenCoM 新機能 その1 医療費通知 (対象:被保険者、2017年7月～予定)

健保組合からの医療費通知はこれまで会社のモバイル給与機能を利用していましたが、当機能の3月末終了に伴い、今後はKenCoM内での通知を行います(7月～閲覧開始予定)。

・KenCoMメニューより「医療費のお知らせ」を選択し、被保険者が同一世帯分(被保険者+被扶養者分)を閲覧できます。  
(印刷やアプリでの閲覧も可能です)

・医療費通知の閲覧には、利用登録とログイン後、「パスコード(健診閲覧コード)」入力が必要です。

★「パスコード」は6月頃配付予定の「パスコード通知ハガキ」に記載されますので、当ハガキはなくさないよう大切に保管ください。  
また、KenCoM未登録の方はまず利用登録を完了いただきますようお願いいたします。



### ■ KenCoM 新機能 その2 特定健診結果表示 (対象:30歳以上被扶養者)

KenCoMでは皆さんが受診された特定健診結果を表示できる機能があります。現時点で被保険者(社員)の方はまだご利用いただくことができませんが、30歳以上の被扶養者(家族)の方にはご利用が可能になりました。

・KenCoMメニューより「特定健診結果」を選択すると、受診された健診結果が表示されます。\*

・健診結果の閲覧には、医療費通知と同様、利用登録とログイン後に「パスコード(健診閲覧コード)」入力が必要です。



※ KenCoMで閲覧いただける健診結果は、年度末時点で30歳以上の被扶養者が家族健診、人間ドック、特定健診のいずれかを受診された場合(又はパート健診結果を健保組合に提出いただいた場合)となります。これらの健診を未受診の場合や、受診されていてもKenCoM未反映等の理由により「特定健診結果」メニューを選択しても健診結果が表示されない場合があります。

★対象となる被扶養者の方には特定健診結果を閲覧いただく為の「パスコード通知ハガキ」を順次発送していますので、ぜひ健康管理にご活用ください。

### 『KenCoM活用ガイド』を作成しました！

KenCoMってきいたことあるけど、いったい何ができるの？ KenCoMポイントとムラポってどう違うの？ そんな皆さまの疑問にお答えするべく、KenCoMの概要を簡単にまとめた活用ガイドを作成し同封しました。登録がまだの方もまずはご覧いただき、ぜひ今日から健康的でチョットお得な「KenCoM」生活をスタートしましょう！

